

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	専門学校名 古屋デンタル衛生士学院
設置者名	学校法人 薫育学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門	歯科衛生士科	夜・通信	3 2 3	2 4 0	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

学校内設置の刊行物（授業計画表）にて公表

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	専門学校名古屋デンタル衛生士学院
設置者名	学校法人 薫育学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

学校内設置の刊行物（役員名簿）にて公表

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	歯科医師	2年	業界展望 教育の諮問
非常勤	元学校法人職員	2年	経営計画 財務面の諮問
(備考)			

様式第 2 号の 3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	専門学校名 古屋デンタル衛生士学院
設置者名	学校法人 薫育学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 毎年 9 月から各科目対し学生の習熟度や教務会・講師会・学校関係者評価委員会の意見を得て各担当講師に講義日程スケジュールも含め依頼、年始 1 月までに授業計画の素案を作成し各講師に通知 3 月までに調整を行い、4 月のオリエンテーションにて新入生に配布告知を行っている	
授業計画書の公表方法	学校内設置の刊行物（授業計画書）にて公表
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 担任制による学習理解度や生活面に対するフォローアップを定期的実施、成績不良者や長期欠席者に対しては個人指導を行い、必要に応じ保護者との面談機会を設ける。各科目の成果を評価するため試験を実施する。 試験は、通常試験、追試験（病気その他やむを得ない事由により通常試験を欠席した場合：評価は 80 点満点）及び再試験（通常試験又は追試験を受験し、不合格となった者：評価は 60 点満点）とする。 通常試験、追試験に関しては各授業科目の授業時間数の 3 分の 2 以上出席しなければ受験することができない。 なお、各授業科目履修の総合認定は、試験の結果と担当教員の評価に基づき、教務会議において行う。	

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。		
(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)		
学修成果は、評価点または評語をもって表し、可否の認定は次の基準によって行うものとする。		
評 点	評語	認定
1 0 0 点 ～ 8 0 点	A	合格
7 9 点 ～ 7 0 点	B	〃
6 9 点 ～ 6 0 点	C	〃
5 9 点 ～ 0 点	D	不合格
客観的な指標の 算出方法の公表方法	学校内設置の刊行物（進級認定評価資料）にて公表	
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。		
(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)		
歯科衛生士の三大業務を資格取得後に、歯科医療の現場で発揮する能力を知識学力と臨地・臨床実習の対応能力で十分に身につけ、建学の精神の教育理念の元に全学科課程を修了したものに卒業を認定する。		
卒業の要件としては、1 学年次より受講した各科目の学修成果を見極める実力試験年間通して実施した成績、更に後期日程で国家試験模試を受験した成績等を集計した評価書、実習に関しては各施設の指導教員の行った評価を点数化した評価書と出欠席状況、学会参加等を網羅した認定会議資料を基に校長が招集する1 2 月に実施する中間認定、2 月に実施する卒業認定会議にて最終の卒業認定を行う。		
卒業の認定に関する 方針の公表方法	学校内設置の刊行物（卒業認定評価資料）にて公表	

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	専門学校名古屋デンタル衛生士学院
設置者名	学校法人 薫育学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	法人設置の刊行物（財務書類）にて公表
収支計算書又は損益計算書	〃
財産目録	〃
事業報告書	〃
監事による監査報告（書）	〃

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		医療専門	歯科衛生士科				
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	2445時間	1481時間	単位時間 /単位	1434時間	単位時間 /単位	単位時間 /単位
			2915時間				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
190人		137人	0人	6人	48人	54人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要）毎年9月から各科目対し学生の習熟度や教務会・講師会・学校関係者 評価委員会の意見を得て各担当講師に講義日程スケジュールも含め依頼、年 始1月までに授業計画の素案を作成し各講師に通知3月までに調整を行い、 4月のオリエンテーションにて新入生に配布告知を行っている。
成績評価の基準・方法
（概要）学修成果は、試験による評価点または評語をもって表す
100点～80点 A 合格
79点～70点 B "
69点～60点 C "
59点～0点 D 不合格
卒業・進級の認定基準
（概要）各授業科目履修の総合認定は、試験の結果と担任教員の評価に基づき、教務 会議において行う。
学修支援等

(概要) 担任制による学習理解度や生活面に対するフォローアップを定期的を実施 成績不良者や長期欠席者に対しては個人指導を行い、必要に応じ保護者との面談 機会を設ける。国試不合格者に対しては1年生4月から実施の基礎講義、12月 から始まる国家試験対策を受講し再受験の合格を目指します。
--

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
54人 (100%)	0人 (%)	51人 (94%)	3人 (6%)
(主な就職、業界等) 診療所（歯科）、養成所（歯科）等			
(就職指導内容) 就職活動ガイダンス 社会保障制度などの特別講演			
(主な学修成果（資格・検定等）) 養成所課程修了（国家試験受験資格） 国家試験合格（歯科衛生士免許）			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
153人	3人	2%
(中途退学の主な理由) 病気療養（心身）、学業不振等		
(中退防止・中退者支援のための取組) 担任制による面談実施で教育面・学習生活面のフォローアップを実施		

②学校単位の情報

a)「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
歯科 衛生士科	230,000 円	600,000 円	200,000 円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援（任意記載事項）				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 自己評価報告書（2024 年度） ホームページの情報公開にて公表 https://www.ngo-dental.ac.jp		
学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制）		
学校評価の定義と目標を踏まえ高度化・専門化する歯科医療現場に、より優秀な人材育成のために歯科医療・企業等の学識経験者で組織を構築する。 評価項目の内容は教育理念、学校運営、教育活動、学修成果、学生支援、教育環境 学生の募集と受入れ、財務、法令等の遵守、社会貢献・地域貢献とする 学校評価の組織委員会を実施する（11・3月）結果については報告書を作成し 教職員会議や理事会への報告を行い改善・活性化を図る		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
元学校法人職員	2 年	有識者委員 (学校制度識者)
歯科医師	2 年	専門分野委員 (関連企業)
学校関係者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 学校関係者評価報告書（2024 年度） ホームページの情報公開にて公表 https://www.ngo-dental.ac.jp		
第三者による学校評価（任意記載事項）		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

<https://www.ngo-dental.ac.jp>

法人・設置学校所在地 名古屋市天白区平針三丁目 1 6 0 1 番地

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H123310000785
学校名 (〇〇大学 等)	専門学校名古屋デンタル衛生士学院
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	学校法人 薫育学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		11人（ ）人	11人（ ）人	11人（ ）人
内 訳	第Ⅰ区分	—	—	
	（うち多子世帯）	（ ）人	（ ）人	
	第Ⅱ区分	0人	—	
	（うち多子世帯）	（ ）人	（ ）人	
	第Ⅲ区分	—	—	
	（うち多子世帯）	（ ）人	（ ）人	
	第Ⅳ区分（理工農）	人	人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	人	人	
	区分外（多子世帯）	人	人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（ ）人
合計（年間）				11人（ ）人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。） 、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	0人	0人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。） 、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
年間	0人	前半期	0人
		後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
G P A等が下位4分の1	0人	0人	0人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当)	0人	0人	0人
G P A等が下位4分の1	0人	0人	0人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。